

○加須市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱

平成22年3月23日

告示第137号

(趣旨)

第1条 この要綱は、木造住宅の地震に対する安全性の向上を図り、地震に強い住宅の整備を促進するとともに、市民の消費を促し、地域経済の活性化を図るため、市内における既存木造住宅の耐震改修に要する費用の一部について、予算の範囲内において補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、加須市補助金等の交付手続等に関する規則（平成22年加須市規則第51号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 加須市既存木造住宅耐震診断補助金交付要綱（平成22年加須市告示第136号。以下「耐震診断要綱」という。）第2条に規定する耐震診断をいう。

(2) 耐震改修 耐震診断による上部構造評点（財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点をいう。以下同じ。）が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと診断された建築物について、上部構造評点が1.0以上並びに地盤及び基礎が安全となるよう改修する設計（以下「耐震改修設計」という。以下同じ。）及びこれに基づく工事（以下「耐震改修工事」という。以下同じ。）を実施することをいう。

(補助対象建築物)

第3条 補助金の交付の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、耐震診断要綱第3条に規定する建築物であって、耐震診断による上部構

造評点が1.0未満又は地盤若しくは基礎が安全でないと診断されたものとする。

(補助対象者等)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象建築物に自ら居住している者であって、当該補助対象建築物を所有しているもの又はその者の2親等以内の親族であるものとする。ただし、補助対象建築物の全ての所有者及び補助金の交付を受けようとする者に市税の滞納がない場合に限る。

(補助の対象となる耐震改修)

第5条 補助金の交付の対象となる耐震改修は、次に掲げる要件に該当するものとする。

(1) 耐震改修設計は、耐震診断要綱第2条に規定する建築士（以下「建築士」という。）であって市内の本店又は営業所に所属しているものが行うものであること。

(2) 耐震改修工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者であって、市内に本店又は営業所を開設しているものが行うものであること。

(補助金の額等)

第6条 耐震改修に対して補助する額は、住宅1戸につき、耐震改修に要した費用の額（その額が50万円を超えるときは50万円）とする。この場合において、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、既存木造住宅耐震改修補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、あらかじめ市長に提出しなければならない。

(1) 登記事項証明書、家屋評価証明書その他の建築物の所在地、所有者及び建築年次を証明するもの

(2) 耐震診断の結果報告書

- (3) 補助対象建築物の所有者及び申請者の市税完納証明書
- (4) 補助金の交付を受けようとする建築物の所有者（申請者を除く。）
が耐震改修を実施することを承諾する旨の書面（様式第2号）
- (5) その他市長が必要と認める書類
(交付決定等)

第8条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、これを審査の上、補助金の交付の可否を決定し、既存木造住宅耐震改修補助金交付決定・却下通知書（様式第3号）により申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、当該補助金の交付決定に条件を付することができる。

3 第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、やむを得ない理由により耐震改修を取りやめるときは、速やかに既存木造住宅耐震改修取りやめ届（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(耐震改修設計の届出等)

第9条 交付決定者は、耐震改修設計が完了したときは、速やかに既存木造住宅耐震改修設計（変更）届（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。耐震改修設計の内容の変更等により届出の内容に変更が生じたときも、また同様とする。

- (1) 耐震改修の設計図
- (2) 耐震改修の実施後の耐震診断書（耐震改修の設計書）
- (3) 耐震改修工事の費用の内訳書（様式第6号）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項に規定する届出の内容を審査し、及び必要な調査を行い、当該届出に係る耐震改修設計が適切に行われていないと認める場合には、当該耐震改修設計が適切に行われるよう交付決定者に指導するものとする。

(耐震改修工事の完了報告)

第10条 交付決定者は、耐震改修工事が完了したときは、速やかに既存木造

住宅耐震改修完了報告書（様式第 7 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- （１） 耐震改修設計及び耐震改修工事の契約書の写し
 - （２） 耐震改修設計及び耐震改修工事の費用の領収書の写し
 - （３） 耐震改修工事の施行前、施工中及び施行後における実施箇所の写真
 - （４） その他市長が必要と認める書類
- （補助金の額の確定）

第 1 1 条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、その内容を審査し、これを適当と認めたときは、補助金の額を確定し、既存木造住宅耐震改修補助金確定通知書（様式第 8 号）により、交付決定者に対し通知するものとする。

（補助金の請求）

第 1 2 条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは、当該通知を受けた日から起算して 3 0 日を経過する日又は耐震改修が完了した日の属する年度の 3 月 1 0 日までのいずれか早い日までに、既存木造住宅耐震改修補助金交付請求書（様式第 9 号）により、市長に請求しなければならない。

（補助金の交付）

第 1 3 条 市長は、前条の規定により補助金の請求があったときは、交付決定者に対して、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 1 4 条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、既存木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書（様式第 1 0 号）により、補助金の交付決定を取消することができる。

- （１） 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- （２） 補助金の交付決定の内容に違反したとき。

（補助金の返還）

第 1 5 条 交付決定者は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消された

場合において、既に補助金の交付を受けているときは、当該補助金の全部又は一部を市長に返還しなければならない。

（台帳の整備）

第16条 市長は、加須市既存木造住宅耐震改修補助金交付台帳を備え、補助金の交付状況を常に明確にしておくものとする。

（その他）

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（令和3年告示第117号）

（施行期日）

1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

3 この告示の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和7年告示第84号）

この告示は、令和7年4月1日から施行する。

既存木造住宅耐震改修補助金交付申請書

年 月 日

加須市長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

電話番号

加須市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第7条の規定により補助金の交付を受けたいので次のとおり申請します。

建築物の所在地	加須市		
用途	☐ 一戸建住宅 ☐ 兼用住宅(居住部分≧店舗部分)		
構造	☐ 在来軸組構法 ☐ 枠組壁工法		
規模	地上	階	延床面積 平方メートル
建築年月日	年 月 日		
耐震診断総合評点	上部構造評点のうち最小の値()		
耐震改修工事実施予定期間	年 月 日から 年 月 日まで		
耐震診断者	☐ 建築士事務所	建築事務所名 (一級・二級・木造) 建築士事務所() 知事登録 第 号 所在地 電話番号	
	☐ 建設業者	氏名(商号又は名称及び代表者) 建設業許可番号 大臣・()知事 第 号 所在地 電話番号	
	建築士	氏名 資格(一級・二級・木造)建築士()登録 第 号	

(注) 該当するものの□内にレ印を記入すること。

[添付書類]

- (1) 登記事項証明書、家屋評価証明書その他の建築物の所在地、所有者及び建築年次を証明するもの
- (2) 耐震診断の結果報告書
- (3) 補助対象建築物の所有者及び申請者の市税完納証明書
- (4) 申請者と建築物所有者が異なる場合は、建築物所有者が承諾する書面
- (5) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第7条関係)

年 月 日

加須市長 様

(1) 建築物所有者(共有名義人を含む。)

(自署の上、捺印してください。)

① 住所

氏名 _____ 印

② 住所

氏名 _____ 印

③ 住所

氏名 _____ 印

(共有名義人が4人以上いるときは、4人目以降の方の住所、氏名は別紙に記入し、添付してください。)

(2) 申請者(自署の上、捺印してください)

住所

氏名 _____ 印

耐震改修承諾書

建物所有者(登記の有無にかかわらず)全員の間において、加須市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第7条に基づき、耐震改修を実施することを合意したところであり、建築物所有者である私(私たち)は、(2)の申請者が補助金の交付申請を行うことについて承諾します。

様式第3号(第8条関係)

既存木造住宅耐震改修補助金交付決定・却下通知書

第 号
年 月 日

様

加須市長



年 月 日付けで申請のあった加須市既存木造住宅耐震改修補助金については、加須市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、次のとおり決定したので通知します。

1 交付決定する

(1) 交付決定額 金 _____ 円

(2) 補助金交付時期 耐震診断が完了し、補助金の額の確定後に交付する。

2 却下する

(却下理由)

(注) 補助金交付決定額は、耐震改修費用の確定により変更する場合があります。

様式第4号(第8条関係)

既存木造住宅耐震改修取りやめ届

年 月 日

加須市長 様

郵便番号
住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた耐震改修については、取りやめたいので、加須市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第8条第3項の規定に基づき、次のとおり届け出します。

- 1 建築物の所在地 加須市
- 2 補助金交付決定額 金 _____ 円
- 3 理由

様式第5号(第9条関係)

既存木造住宅耐震改修設計(変更)届

年 月 日

加須市長 様

郵便番号

住所

氏名

電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた耐震改修については、耐震改修設計(変更)が完了したので、加須市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき、次のとおり届け出します。

設 計 者	建築士事務所	建築事務所名 (一級・二級・木造)建築士事務所() 知事登録 第 号 所在地 電話番号
	建 築 士	氏名 資格(一級・二級・木造)建築士() 登録 第 号
工 事 施 工 (予 定) 者		氏名(商号又は名称及び代表者) 建設業の許可番号 大臣・()知事 第 号 所在地 電話番号
工 事 施 工 期 間		年 月 日から 年 月 日まで

[添付書類]

- (1) 耐震改修の設計図
- (2) 耐震改修の実施後の耐震診断書
- (3) 耐震改修工事の費用の内訳書
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第6号(第9条関係)

補助金額の内訳書

耐震改修工事

名称	内容	数量	単位	金 額 (諸経費含む)	備考
1 基礎工事	増打ち基礎		m		
	新設布基礎		m		
	ベタ基礎		m ²		
	小計				
2 耐力壁工事	L=910外壁		か所		
	L=910内壁		か所		
	L=1365外壁		か所		
	L=1365内壁		か所		
	L=1820外壁		か所		
	L=1820内壁		か所		
	小計				
3 屋根工事	葺き替え		m ²		
	小計				
4 その他工事	ホールダウン金物(HD—)		か所		
	建具取り替え ()		か所		
	戸袋復旧		か所		
	設備工事		か所		
	そ の 他 ()				
	小計				
小計					
消費税等相当額					
合計					(A)

耐震改修設計費

名称	内容	数量	単位	金 額 (諸経費含む)	備考
耐震改修設計費		1	式		(B)

補助対象費

名称	内容	数量	単位	金 額 (諸経費含む)	備考
補助対象費	(A) + (B)	1	式		(C)

補助対象費限度額

補助対象費限度額	(C)と(D)の小さい額
【(D)500,000円】	【(E) 】

補助金額の算定(当初)

補助金額の算定(当初)

様式第7号(第10条関係)

既存木造住宅耐震改修完了報告書

年 月 日

加須市長 様

郵便番号
住所
氏名
電話番号

年 月 日付け 第 号で補助金交付決定の通知を受けた耐震改修が完了したので、加須市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり報告します。

耐震改修工事完了日		年 月 日	
工事費	全体(耐震改修工事以外の工事を含む。)	金	円(消費税込み)
	耐震改修工事に係る部分	金	円(消費税込み)
設計費用	全体(耐震改修工事以外の工事を含む。)	金	円(消費税込み)
	耐震改修工事に係る部分	金	円(消費税込み)
耐震改修工事に係る費用の合計額		金	円(消費税込み)
補助金交付決定額		金	円(消費税込み)
補助申請額		金	円(消費税込み)

[添付書類]

- (1) 耐震改修設計及び耐震改修工事の契約書の写し
- (2) 耐震改修設計及び耐震改修工事の費用の領収書の写し
- (3) 耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後における実施箇所の写真
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第8号(第11条関係)

既存木造住宅耐震改修補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

加須市長



年 月 日付け 第 号で完了報告のありました加須市既存木造住宅耐震改修補助金について、審査の結果、次のとおり確定しましたので、加須市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第11条の規定により通知します。

1 建築物の所在地 加須市

2 補助金交付確定額 金 _____ 円

様式第9号(第12条関係)

既存木造住宅耐震改修補助金交付請求書

年 月 日

加須市長 様

請求者 郵便番号
住所
氏名
電話番号



加須市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第12条の規定に基づき、次のとおり補助金の交付を請求します。

1 交付請求額

金 _____ 円

2 振込先

振込先金融機関	金融機関名	銀行 信用金庫 農協	本・支店名
	口座の種別	普通 ・ 当座	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		
	交付決定者		

様式第10号(第14条関係)

既存木造住宅耐震改修補助金交付決定取消通知書

第 号
年 月 日

様

加須市長



年 月 日付け 発第 号で交付決定をした加須市既存木造住宅耐震改修補助金について、次により交付決定を取り消しましたので、加須市既存木造住宅耐震改修補助金交付要綱第14条の規定により通知します。

1 取消理由

- ☐ 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたため
- ☐ 補助金の交付決定の内容に違反したため

2 取り消す交付決定の内容

交付決定年月日 年 月 日 発第 号
交付決定金額 金 _____ 円

様式第1号（第7条関係）

（令和3告示117・一部改正）

（令和7告示84・一部改正）

様式第2号（第7条関係）

様式第3号（第8条関係）

様式第4号（第8条関係）

（令和3告示117・一部改正）

様式第5号（第9条関係）

（令和3告示117・一部改正）

様式第6号（第9条関係）

（令和7告示84・一部改正）

様式第7号（第10条関係）

（令和3告示117・一部改正）

様式第8号（第11条関係）

様式第9号（第12条関係）

様式第10号（第14条関係）